



令和5年4月1日から

## 出産育児一時金が引き上げられました

令和5年3月31日生まれまで

1児 **42万円**

産科医療補償制度対象外の場合は

**40万8千円**



令和5年4月1日生まれから

1児 **50万円**

産科医療補償制度対象外の場合は

**48万8千円**

### 手続きは…

#### ●直接支払制度

出産費用を健保組合から直接医療機関に支払います。

\*出産費用が一時金の金額を超えた場合は窓口での支払いが必要です!

\*出産費用が一時金の金額未満の場合は「**内払金支払依頼書**」で差額を申請してください!

#### ●全額窓口自己負担

出産費用の全額を窓口で支払い、後日「**出産育児一時金請求書**」で申請をします。

### Q&A

**Q** 出産一時金の対象の妊娠とは?

**A** 妊娠4ヵ月(85日)経過後の生産・死産・流産の出産が対象です。  
妊娠22週未満の出産は48万8千円になります。

**Q** 産科医療補償制度とは?

**A** 出産時に重度の障害を負ってしまった新生児やその家族への補償のための制度です。

